

# 京都いのちの電話をご支援くださる皆様へ

## 税額控除のご案内

社会福祉法人京都いのちの電話では、平成 30 年 3 月 23 日付で、京都市より税額控除対象法人である証明を受けております。それにより、個人様からの当法人に対する寄付金につきましては、確定申告の際、「税額控除」と「所得控除」いずれか有利な方を選択していただくことができるようになりました。

所得税率に関係なく所得税額から直接控除される「税額控除」の適用は、多くの場合において、従来の「所得控除」よりも減税効果が大きくなります。

### 具体的計算式

#### ① 税額控除の計算式（平成 23 年度税制改正より）

次の算式の控除額が所得税から直接控除されます

$$\left( \text{税額控除対象寄附金額}^*1 - 2000 \text{円} \right) \times 40\% = \text{控除対象額}^*2$$

\*1 税額控除対象法人への寄付金額。その年の総所得の 40%を限度とする

\*2 控除対象額は所得税額の 25%を限度とする。この額が所得税額から控除されます

#### ② 所得控除の計算式（従来からの控除）

次の算式の控除額を所得額から控除した後、税率をかけて控除額を算出します

$$\left( \text{寄附金額}^*1 - 2000 \text{円} \right) = \text{所得控除額}$$

\*1 その年の総所得の 40%を限度とする

#### ● 控除額の比較のご参考例（目安）

年収 300 万の方が 10000 円寄付された場合

$$\text{税額控除} \cdots (10000 - 2000) \times 40\% = 3200 \text{円}$$

$$\text{所得控除} \cdots (10000 - 2000) \times 5\% = 400 \text{円} \quad (\text{所得税 } 5\% \text{ の場合})$$

課税所得の額によっては、所得控除の方が有利になる場合もございますので、税務署にご相談のうえ申告してください